

解体等届出書

年 月 日

逗子披露山庭園住宅地区
建築協定運営委員会委員長 殿

届出者（土地所有者）

区画番号

住所

氏 名

印

解体等工事について、次のとおり届出します。

項 目	内 容
工事種別	解体 整地 植栽 その他
施工会社名	解体 整地 植栽 その他
現場総責任者氏名 連絡先住所 電話番号	
予定工期	月 日（ 曜日）～ 月 日（ 曜日）
添付資料	<input type="checkbox"/> 現況平面図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 解体計画平面図 <input type="checkbox"/> 立面図・断面図（擁壁・地下構造物等解体する場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考 (廃棄物処理、 騒音・振動の発生 の恐れ等を明確に)	(アスベストの有無) (廃棄物処理が発生する場合：廃棄物処理責任者名) (騒音・振動発生の有無)

建物解体等工事にあたっての留意事項

逗子披露山庭園住宅地区建築協定運営委員会

1. アスベストの有無の確認と対応。
 - ・あらかじめ石綿（アスベスト）の使用の有無を調査すること。
石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、それでは明らかとならなかったときには、石綿の使用の有無を分析してください。
(参考ホームページ)
現場におけるアスベスト建材の識別資料「目で見るアスベスト建材」(国土交通省HP)
石綿（アスベスト）含有建材データベースについて（財団法人建材試験センターHP）
建材中の石綿含有率の分析関係情報（厚生労働省 HP）
石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧（社団法人 日本作業環境測定協会 HP）
 - ・アスベストの使用が確認された場合は「大気汚染防止法」に基づき、アスベストの除去等に係る一連の作業を開始する14日前までに、神奈川県に届出を行い、アスベスト飛散防止のための作業基準を遵守してください。
なお労働安全衛生法や廃棄物処理法等の遵守も必要です。
2. 解体後の状況が、公道に面しての美観を損なうことの無いように計画してください。
 - ・建築前の敷地地盤面（造成図による）の復元に努めてください。
 - ・基礎等のコンクリート構造物が残らないよう除去してください。
 - ・土がむき出しにならないよう、地被・植栽による緑化を行ってください。
 - ・やむをえず養生柵を設ける場合は、建築協定上の壁面後退距離を確保してください。仮設は避けてください。
3. 解体等にあたっては、敷地内樹木の保全に努めてください。
 - ・原則として、既存の樹木は残してください。
 - ・やむを得ず伐採する場合は、敷地内で20%以上の緑被率を確保するよう補植を行ってください。（芝等の地被面積は計上できません）
4. 敷地内の地下埋設設備類の保護と養生に配慮してください。
 - ・当住宅地内のインフラ設備はすべて地下埋設となっています。養生に不備があると建築をする際にあらためて掘削工事が必要となることがありますので十分注意してください。
5. 工事を行うに当たり、工事期間中は「工事中の注意事項」を守り、近隣に迷惑をかけることのないよう注意徹底してください。
 - ・日曜・祝日の工事禁止
 - ・作業時間遵守（朝8時から夕方18時まで）
 - ・風対策
 - ・敷地内土砂の流出抑止
 - ・周辺住民への通知（工事着手時、大きな騒音・振動を伴う工事）
 - ・ごみ、タバコの吸殻・火の始末等の管理徹底
 - ・工事関係車両による通行障害の未然予防
6. 工事完了時に、下記書類を提出してください。
 - ・工事完了後の現場写真（申請書添付現況写真と同一のアングル写真を含むこと）
 - ・工事完了図
(申請時提出した計画図に変更の有無を記載し、変更のある場合は訂正すること)